

# 足場の組立て等作業主任者技能講習 開催ご案内

労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条第15号により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせなければなりません。

（北労安教第1号 期限 2029.3.30）

## 北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

### 1. 開催日時・会場・定員

講習は2日間です。各日とも講習開始時刻の10分前までに受付をしてください。

日時 1日目 令和7年4月15日（火） 8:55～17:15 （定員50名）  
2日目 4月16日（水） 8:55～17:20  
会場 一般社団法人 函館建設業協会（函館市大森町19番6号）

### 2. 講習科目・修了試験

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ① 作業の方法に関する知識（専門知識）              | 7時間00分  |
| ② 工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識） | 3時間00分  |
| ③ 作業者に対する教育等に関する知識（教育知識）         | 1時間30分  |
| ④ 関係法令                           | 1時間30分  |
| ⑤ 修了試験                           | 1時間00分  |
| ⑥ 講習時間の合計（修了試験を除く）               | 13時間00分 |

### 3. 時間割

1 日 目	時間	8:55～9:00	9:00～12:10	12:10～13:00	13:00～17:15		
	項目	オリエンテー ション	専門知識 (休憩10分)	昼食休憩	専門知識 (休憩15分)		
2 日 目	時間	8:55～9:00	9:00～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10	16:15～17:20
	項目	オリエンテー ション	関連知識 (休憩10分)	昼食休憩	教育知識	関係法令	試験説明 修了試験

### 4. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料（教材費込み） 16,060円（消費税込み）  
② 科目免除者（6のA・B） 受講料（教材費込み） 9,460円（消費税込み）

### 5. 受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満18歳以上からの経験年数となります。

- ① 足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て、解体又は変更（以下、「足場の組立て等」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者  
※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（以下、「大卒等」という。）で、足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等に関する作

業に2年以上従事した経験を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証の写し」を添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

③ 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等に関する作業に2年以上従事した経験を有する者

※ この資格で受講する方は、「当該訓練等に係る修了証等」の写しを受講申込書に添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。

④ 上記①又は②に該当しない場合で、以下に該当する方は、受講することが出来ます。

この場合も、**経験年数は満18歳以上からの経験年数となります。**

㉞ 平成29年6月30日までに3年以上の経験年数を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

㉟ 大卒等で平成29年6月30日までに2年以上の経験年数を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

㊱ 平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る)の合計が3年以上ある者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

㊲ 大卒等で平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る)の合計が2年以上ある者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

※ 「足場の組立て等作業主任者受講資格確認フローチャート」で受講資格を確認してください。

## 6. 講習科目の受講一部免除

受講資格を有する方が以下に該当する場合は、科目の一部免除を受けることができます。

区分	講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される科目
A	職業能力開発促進法に定める検定職種のうちとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者等	専門知識、関連知識
B	職業能力開発促進法に定めるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者等	専門知識、関連知識、教育知識

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

## 7. 修了試験・修了証

① 2日目の講義終了後、引続き修了試験を行います。

所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。

修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。

- ② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 修了試験合格者には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には「不合格通知書」を郵送します。
- ④ 修了証は、分会事務局窓口で本人にお渡しすることとしておりますので、交付の連絡を受けましたら分会事務局へお越しください。なお、郵送を希望する場合は、特定記録郵便により郵送いたしますので、「8. 受講申込みに必要なもの」の⑥に記載の返信用封筒が必要です。
- ⑤ 建災防北海道支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 8. 受講申込みに必要なもの

### ① 「受講申込書」

「証明」欄に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。

個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

### ② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付)

自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

### ③ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)

「5. 受講資格」の①～④に記載されている修了証等を添付してください。

### ④ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)

正面、上半身、無帽、無背景で申込前6か月以内に撮影したもの。

写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したものは不可。)

### ⑤ 「受講料」

### ⑥ 「修了証郵送料(320円分の切手)」、「返信用封筒」(修了証の郵送を希望する場合のみ)

特定記録郵便により郵送いたしますので、**修了証郵送料(320円分の切手)**(現金での納付はできません。)を貼付けした**長形3号(または長形4号)サイズの返信用封筒**(住所、宛名(受講者氏名)を記載したもの)を提出してください。

なお、宛先を自宅以外にする場合は、「〇〇方 北海太郎」「〇〇建設(株) 気付 北海太郎」などのように、必ず本人に届くよう記載してください。

### ⑦ 「講習科目の一部免除を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)

科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

## 9. 申込先

### **建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称: 建災防函館分会)**

〒040-0034 函館市大森町19番6号函館建設業協会

TEL:0138-26-6711 FAX:0138-26-0964

## 10. 申込み方法

予約は行っていません。**分会事務局窓口での先着順の受付のみ**となります。(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを分会事務局に持参の上お申込みください。受付終了後「受講券」をお渡しします。

## 11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受けを締切りますのでご了承ください。(受付締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)
- ② **原則として受け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日へ振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますので事前にご相談ください。

## 12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等できません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることが出来ません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 科目一部免除者は、自分が受講する科目の開始時刻の20分前に来場し、受けをしてください。
- ⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また講義中は座席を離れないようにしてください。携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記用具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑨ 会場は禁煙です。

## 13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。